

個人情報保護について

黙示による包括的な同意として扱う事項について

個人情報保護法では、個人情報取扱業者（当組合を含む）は、あらかじめ本人（対象者）の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならないとされています。

一方、厚生労働省の「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」では、被保険者にとって不利となるもの、または事業者側の負担が膨大であるうえ明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめホームページへの掲載により公表をしたうえで、被保険者から特段明確な意思表示がないものについては同意を得ているものとして取扱ってよいこととされています。

当組合では、以下の事項につき、その趣旨に該当するものいたしますので、同意されない場合には、書面にて当組合の個人情報に関する取扱窓口までお申し出ください。お申し出がない場合には、黙示による包括的な同意が得られているものと判断させていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

- ・年間医療費通知及び給付金該当のお知らせを世帯単位でまとめて行うこと

なお、別紙「個人情報の利用目的の公表について」に個人情報の利用目的や利用方法についてを公表しております。